



やまざきまさとし
山崎雅俊 議員

新しい生活様式

Q コロナ後の医療・介護と市民活動を問う

A 安定的な事業運営のために柔軟に対応



議員のひなやわ
毎朝のラジオ体操も
3密を避けて！

議員 医療体制の強化や従事者の待遇改善など、さらなる支援策が必要ではないか。

福祉部長 本市では医療供給体制の強化を支援するため、新型コロナウイルス感染症協力医療機関支援事業を開始した。介護施設への運営支援についても国の支援制度と合わせて市独自の支援について改めて周知をしていく。今後も医療・介護施設の安定的な運営に資するよう、医療機関や介護事業所、従事者の皆さんへの支援に努めていく。

議員 地域包括ケアシステムやさまざまな市民活動については、新しい生活様式を保持しながら再開に向けて支援をしていく必要があるのではないか。

福祉部長 地域包括ケアシステム



▲間隔を空けて行われているラジオ体操

に関しては、地域のリーダーや事業を担う法人・専門職とも協議をしながら、新たな方針について、柔軟な対応策を講じていく。

市民生活部長 市民活動は、さまざまな社会課題を解決するうえで大変重要と考える。スポーツ、レクリエーション、芸術文化などをはじめ、引き続き、積極的に市民活動を支援していく。

一般質問



はないのぶこ
花井伸子 議員

コロナ対策支援

Q 周知を徹底し、速やかで丁寧な対応を

A 迅速かつ適切に事務を進める



議員 特別定額給付金は、速やかにすべての市民に給付を。

福祉部長 少しでも早く届くよう、迅速かつ適切に事務を進める。

議員 戸田市小規模事業者等臨時給付金の周知を強化し、申請期間の延長と予算の増額を行い、NPOも対象にすべき。

環境経済部長 より広く情報が行きわたるよう周知し、期間の延長は今後の推移を見ながら、また、想定以上の申し込みがあれば予算の増額についても検討する。

議員 コロナの影響により収入が激減した加入者は国民健康保険税の申請減免ができる。また、納税が困難な方には納税猶予の特例制度が適応される。周知の徹底と丁寧な対応を求める。

福祉部長 周知をしっかりとし、

丁寧に対応する。

議員 住居確保給付金制度にコロナ対応が追加され、対象の年齢制限の撤廃、学生やフリーランス、自営業者等へも拡大され、収入が激減した経済的困窮者へ家賃の3カ月分が支給されるようになった。周知の徹底と体制の強化を。

福祉部長 丁寧に説明し、早急に支給できるよう体制に万全を期す。



▲生活支援課に設置された福祉総合相談窓口

避難行動要支援者

Q 避難支援等関係者との連携の課題は

A 危機管理防災課や各部署と連携する



議員 東日本大震災では障害のある人の死亡率が高く、自力で逃げられない方々の実態を把握し、事前に避難計画の作成、共助の仕組みを作っていくという考えの下、災害時避難行動要支援者制度が国の制度としてつくられた。運用に課題があり、改善をお願いしたく取りあげた。制度に自主的に登録している人数は。また、登録はしていないが要支援者の条件に該当し、総務省に報告した人数は。

危機管理監 登録者は170人、総務省には12,838人と報告。

議員 大きな差があり、分析が必要。本制度や避難支援等関係者との連携における課題は。

福祉部長 制度の充実や周知方法、関係機関等との連携については多くの課題がある。今後は、危機管

理防災課や各部署と連携する。

危機管理監 避難支援に関する連絡会議の設置や要支援者の避難支援体制の充実に努める。

議員 福祉避難所については①要支援者の実態把握②受け入れ体制③指定避難所における福祉避難所への移送の判断の有無④移送にかける人員の確保・体制の4点の課題の検証が必要と考える。



▲避難所から福祉避難所への二次避難の流れ

議員のひなやわ
自主的な避難が厳しい方への対策を！

一般質問

学校給食支援

Q 第2波が起こった際、お弁当の配布を

A 感染状況等を考慮して、対応を判断する



議員 学校休業中の給食取引業者を守る取り組みと児童生徒の食育について①3月分の材料のキャンセル料は国庫補助金を申請し、4月以降の違約金は臨時交付金で対応すべき②第2波が起こった際、児童生徒にお弁当を配布しては。

教育部長 ①実態に応じて業者と協議し、申請する。臨時交付金は総務部と協議して検討する②感染状況や学校の休業状況などを考慮し、対応を判断する。

市民の生活空間を守る支援を

議員 田辺三菱製薬跡地の解体工事について①計画を把握しているか②騒音、粉塵、アスベスト対策への対応は③通学路の安全対策は。

環境経済部長 ①特定建設作業の届け出で計画を把握している②騒



▲とても楽しみにしていたおいしい学校給食

その他の質問

Q 配偶者暴力相談支援センター設置の進捗状況は。

A 近隣市の調査を行っている。

音等は規制基準を超えれば必要な措置を講ずるよう指導。アスベスト対策は県の所管であり県が対応。

教育部長 ③解体事業者との協議を進めており、該当児童生徒への周知や注意喚起を行っていく。

一般質問



ようこ
むとう葉子 議員